

## 令和6年度 家族および任継者健康診断の実施について

令和6年度家族および任継者健康診断のご案内をいたします。この機会をご活用いただき、健診結果を日々の健康管理にお役立てください。

**「ネットワーク健診」を受ける方は健保への申込みが不要となり、「医療機関健診」を受ける方のみ健保への申込みが必要となります。**

当健診を受診しない方の内、パート勤務先等の定期健診等を受診予定の40歳以上の方については、その健診結果（コピー）を当健保組合へご提出いただきますようご協力をお願いします。

（ご提出いただいた方へは心ばかりのお礼としてプリペイドカード（1,000円）を進呈いたします）

### 1. 健診の対象者

次のいずれかの条件を満たしている方が対象となります（年齢基準日：令和7年3月31日）。

① 24歳～74歳の被扶養者及び24歳未満の被扶養配偶者

② 任意継続被保険者と上記①に該当する任継者の被扶養者

注）いずれの条件の場合も受診日現在、HOYA健康保険組合に加入している方に限ります。

### 2. 検査項目

#### ●全員対象の検査項目

- ① 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） ② 視力測定 ③ 血圧測定 ④ 尿検査（糖・蛋白・潜血）  
⑤ 血液検査（貧血・脂質・肝機能・腎機能・糖尿病） ⑥ 胸部レントゲン検査 ⑦ 診察

#### ●40歳以上の方に追加する検査項目（年齢基準日：令和7年3月31日）

- ⑧ 心電図検査

### 3. 受診方法

次のA. B. の2通りとなります。

Bを希望される場合は、お申込みください。Aは、お申込み不要です。

受診期間は

A. ネットワーク健康診断 **6月7日～12月31日**

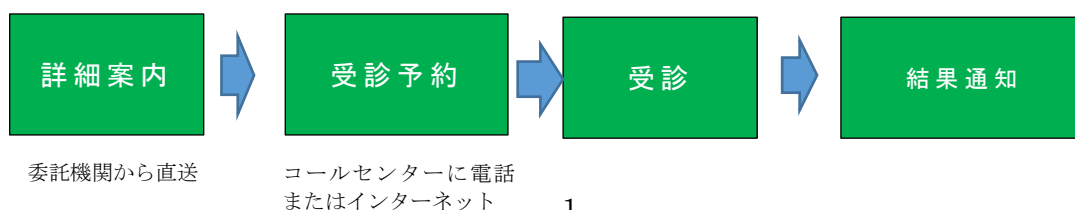
B. 医療機関受診 **受診期間は設けず、請求書提出期限の令和6年12月31日まで**

※期日までに申し込みをしないと、ネットワーク受診になります。

#### A. ネットワーク健康診断

委託先の契約医療機関（健保組合ホームページに掲載）の中から受診者が医療機関と受診日を決めて受診いただく方法です。

- ・ 詳細案内の郵送時に予約可能な医療機関リストを同封いたします。
- ・ 健康診断費用の自己負担はありません。



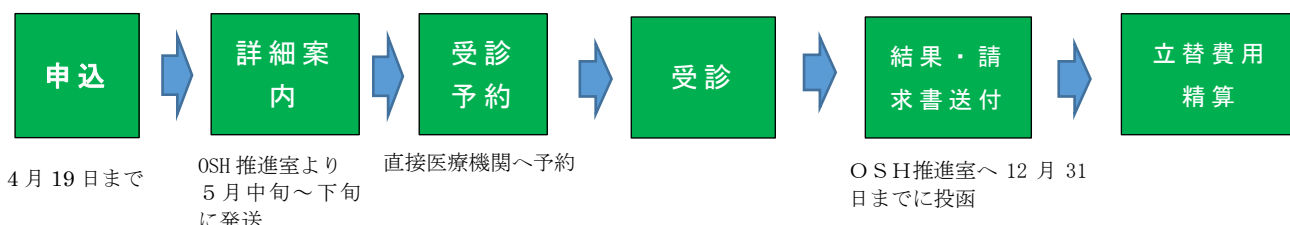
## B. 医療機関健診(受診者が費用を立替)

ご自分で医療機関を探し、受診の予約を行い、受診する方法です。

- ・健康診断費用は一時ご自分で立替え、健康診断結果を添付して請求いただきます。
- ・上限金額：39歳以下…10,000円／40歳以上…20,000円

注) ①立替え費用は、会社経由にてお支払いします(健保組合からの振込はありません)。

②超過分は自己負担となります。



### 4. 医療機関健診申込方法

#### ① Web健康情報ポータル(Web健康情報ポータル登録済の方)

登録メールアドレスへ配信された「任継者および家族健診のご案内」メール本文記載のURLからログインの上、申込みしてください。

健保組合ホームページ (<https://hoya-kenpo.or.jp>) からログインできます。

(トップページの下段「Web健康ポータルログイン」ボタンからログインしてください)

(未登録の方は「初めての方はこちら」ボタンをクリックしてメールアドレスを登録して下さい)

#### ② 健保組合ホームページから申込書(回答書)を印刷

Web健康情報ポータルでの申込みが出来ない場合は、紙による申込みができます。

健保組合ホームページ「健保からのお知らせ」-「令和6年度任継・家族健診のご案内」の「任継者および家族健康診断申込(回答書)」を印刷し、HOYA健保組合へ送付してください。

### 5. 申込(回答)期限

#### 令和6年4月19日(金)

5月下旬を目処に詳細案内および必要書類をご郵送します。

### 6. パート勤務先等の定期健診を受診予定の40歳以上(年齢基準日:令和7年3月31日)の方 当健診を受診しない方の内、40歳以上の方については本年度のパート勤務先等での健診結果(コピー)をご提出いただく事で特定健診を受診した事となりますので是非ご協力をお願いします(特定健診実施は健保組合に義務付けられています)。

ご提出いただいた方へは、心ばかりのお礼としてプリペイドカード(1,000円分)を進呈します。

※受診日現在、健保加入者に限ります。

※申込(回答)期間終了後に詳細案内と必要書類をご郵送します。必要書類へ健診結果(コピー)を添付してご提出ください。

### 7. 特定保健指導(パート勤務先等の健診結果をご提出いただいた方を含みます)

40歳以上のご家族には、国の基準により特定保健指導を実施する事が健康保険組合に義務付けられてい

ます。対象となった方へはご連絡いたしますので、必ず特定保健指導を受けてください。

・特定保健指導委託機関：(株)ベネフィット・ワンまたはメドケア(株)

## 8. 個人情報

健康管理の目的以外に使用いたしません。

### 【お問合せ先】

●申込（回答）に関する件、および「パート勤務先等健診受診に関する」件についてのお問合せ

⇒ HOYA健康保険組合 担当：大池

電話：03-5913-2441 広域内線 21-1304

●健診内容や申込み後に郵送される書類等（パート勤務先等健診受診関係を除く）に関するお問合せ

⇒ HOYAグループOSH推進室 担当：松永、木野内

電話：03-5913-2311 広域内線 21-2063、2065